

# ○「工事等に係る指名停止等における苦情処理要領」 の制定について

平成19年1月25日 建情第1101号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各  
部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部  
長、建設部長、出納局長

〔沿革〕 平成21年3月31日建情第1424号、22年3月31日第1152号、令和元年6月24日建管第515号改正

このことについて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び同法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日閣議決定）を踏まえ、競争入札参加資格者への措置の公正性及び透明性を高めるため、別紙のとおり要領を定めたので適切な事務処理を行ってください。

農政部農村振興局事業調整課事業予算契約グループ  
水産林務部総務課管理グループ  
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ  
出納局総務課財務制度グループ

（別紙）

## 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領

### 第1 趣旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び同法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日閣議決定）を踏まえ、競争入札参加資格者への措置の公正性及び透明性を高めるため、苦情の処理について必要な事項を定める。

### 第2 対象となる措置

この要領は、次に掲げる措置のうち、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工

事、水産土木工事、森林土木工事及び造林の資格に係るもの（当該資格以外の資格に関する業務について行われたことが明らかである措置を除く。）を対象とする。

- (1) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」。以下「指名停止要領」という。）の規定による指名停止（指名停止期間の変更を含む。）
- (2) 競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」。以下「資格要領」という。）の規定による競争入札参加排除

### 第3 苦情の申立て

#### 1 苦情の申立てができる者等

苦情の申立てができる者は、第2に掲げる措置（以下「指名停止等」という。）の対象となった者とし、対象となる指名停止等の期間内に、当該指名停止等の理由及び期間について苦情を申し立てることができるものとする。

#### 2 苦情の申立ての手續

- (1) 審査担当部長等（資格要領第3第1項第3号の表に掲げる審査担当部長等をいう。以下同じ。）は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、別記第1号様式により回答するものとする。
- (2) 審査担当部長等は、1に定める申立期間を経過したもののその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、その申立てを却下することができるものとし、別記第2号様式により申立てを行った者に通知するものとする。

### 第4 再苦情の申立て

#### 1 再苦情の申立てができる者等

再苦情の申立てができる者は、第3の2の(1)の定めによる回答又は同(2)の定めによる通知を受けた者とし、対象となる指名停止等の期間内（当該回答又は通知を行った日の翌日から当該指名停止等の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答又は通知を行った日の翌日から起算して2週間以内）に再苦情を申し立てることができるものとする。

#### 2 再苦情の申立ての手續

- (1) 知事は、再苦情の申立てを行おうとする者がいるときは、別記第3号様式により行わせるものとする。
- (2) 審査担当部長等は、再苦情の申立てがあったときは、別記第4号様式により速やかに北海道入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するとともに、審議の過程においては、必要に応じ、説明を行うものとする。
- (3) 審査担当部長等は、再苦情の申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含ま

ない。)以内に、別記第5号様式によりその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を踏まえ、申立てが認められた旨及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情の申立てを行った者に対し明らかにするものとする。

- (4) 入札監視委員会における処理については、「工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱」（平成14年8月19日付け建情第347号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱の制定について」）第6の5から7までの規定を準用するものとする。

#### 第5 競争入札参加者審査委員会への審議依頼等

- 1 審査担当部長等は、第3の2の(1)の回答及び同(2)の通知並びに第4の2の(3)の回答を行うときは、あらかじめ競争入札参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）にその内容の審議を依頼するものとする。
- 2 審査担当部長等は、前項により依頼を行ったものについて審査委員会から審議結果の通知があったときは、速やかに知事の決定を受けるものとする。
- 3 審査担当部長等は、第4の2の(2)の依頼を行ったときは、速やかにその内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 第6 要領及び苦情処理結果の公表

- 1 部長等、部局長及び地方部局長は、それぞれ閲覧場所を定めて、この要領を公表するものとする。
- 2 審査担当部長等は、第3の2の(1)の回答及び同(2)の通知並びに第4の2の(3)の回答を行ったときは、前項の閲覧場所において、遅滞なくその内容を公表するものとする。
- 3 2の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

#### 第7 その他

- 1 審査担当部長等は、第2に定める資格を有する者に対し指名停止等について指名停止要領第9第1項及び第11並びに資格要領第3第7項第5号の規定に基づき通知するときは、指名停止要領及び資格要領に定める様式によらず、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 指名停止要領第9第1項による通知 別記第6号様式

イ 指名停止要領第11による通知 別記第7号様式

ウ 資格要領第3第7項第5号による通知 別記第8号様式

- 2 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

別記第1号様式

(記号)第 号  
年 月 日

(申立者) 様

北海道知事 印

指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明について（回答）

年 月 日付けで申立てのありました指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明は次のとおりです。

なお、指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明に不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、当該指名停止（参加排除）の期間内（当該指名停止（参加排除）の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、この回答を行った日の翌日から起算して2週間以内）に下記連絡先に再苦情申立申請書を提出してください。

記

件 名	年 月 日付け（記号）第 号による 指名停止 指名停止期間変更 参加排除
理由等の説明	

(連絡先： 部 課 グループ)

注 不要の文字は削除すること。

別記第2号様式

(記号)第 号  
年 月 日

(申立者) 様

北海道知事 印

苦情の申立ての却下の決定について (通知)

年 月 日付けで申請のありました苦情の申立てについては、次の理由により却下の決定をしたので通知します。

なお、却下した理由に不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、当該指名停止 (参加排除) の期間内 (当該指名停止 (参加排除) の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、この回答を行った日の翌日から起算して2週間以内) に下記連絡先に再苦情申立申請書を提出してください。

記

件 名	年 月 日付け (記号) 第 号による 指名停止 指名停止期間変更 参加排除
苦情の申立ての 却下の決定をし た理由	

(連絡先: 部 課 グループ)

注 不要の文字は削除すること。

再苦情申立申請書

年 月 日

北海道知事 様

1 再苦情申立者の住所・氏名

住所（〒            ）

商号又は名称

代表者氏名

⑩

電話番号

2 再苦情申立ての対象となる指名停止（指名停止期間変更・参加排除）

件名       年 月 日付け       第       号

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

別記第4号様式

(記号)第 号  
年 月 日

北海道入札監視委員会委員長 様

北 海 道 知 事

再苦情申立てに係る審議について（依頼）

年 月 日付けで行いました指名停止等について、次のとおり再苦情の申立てがありましたので、工事等に係る指名停止等における苦情処理要綱第4の2の(2)の規定に基づき、審議を依頼します。

記

再 苦 情 申 立 者	
件 名	年 月 日付け 第 号による <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">指 名 停 止 指名停止期間変更 参 加 排 除</span>
苦情申立申請年月日	年 月 日
苦 情 回 答 年 月 日	年 月 日
再苦情申立申請年月日	年 月 日
不服のある事項及びその主張の根拠となる事項に対する知事の意見	
備 考	

( 部 課 グループ)

※1 不要の文字は削除すること。

2 この様式には、指名停止等の決定に要した資料、指名停止書、指名停止期間変更通知書、参加排除決定通知書、理由説明要求書、理由回答書、再苦情申立申請書の写し等の関係資料を添付すること。

別記第5号様式

(記号)第 号  
年 月 日

(申立者) 様

北海道知事 印

再苦情の申立てについて(回答)

年 月 日付けで申請のありました再苦情の申立てについては、北海道入札監視委員会の審議の結果が報告されたので、次のとおり回答します。

記

件 名	年 月 日付け(記号)第 号による 指名停止 指名停止期間変更 参加排除
再苦情の申立ての 審議結果	
再苦情の申立てに 根拠が認められな いと判断された理 由 (又は知事が講じよ うとする措置の概 要)	

( 部 課 グループ)

※ 不要の文字は削除すること。



別記第6号様式

競争入札参加指名停止書

(記号) 第 号  
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

北海道が行う に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので通知します。

なお、当職に対してこの指名停止の理由及びその期間について苦情を申し立てることができません。この場合においては、申立者の商号又は名称、申立者の住所、本書に記載の記号番号及び通知年月日、申立ての趣旨及び理由並びに申立年月日を記載した書面を指名停止期間の末日までに下記の連絡先に提出してください。

1 指名停止の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

2 指名停止の理由

(連絡先: 部 課 グループ)

注 指名停止要領第9第2項の規定により、指名停止となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。

「3 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止

あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、次の期間中は指名停止となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。

指名停止の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

」

競争入札参加指名停止期間変更通知書

(記号) 第 号  
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。

なお、当職に対してこの指名停止期間の変更の理由及びその期間について苦情を申し立てることができます。この場合においては、申立者の商号又は名称、申立者の住所、本書に記載の記号番号及び通知年月日、申立ての趣旨及び理由並びに申立年月日を記載した書面を指名停止期間の末日までに下記の連絡先に提出してください。

1	指名停止の期間	変更前	年	月	日から
			年	月	日まで
		変更後	年	月	日から
			年	月	日まで

2 指名停止期間変更の理由

(連絡先: 部 課 グループ)

注 指名停止要領第10において準用する指名停止要領第9第2項の規定により、指名停止期間の変更となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止の期間の変更となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。

「3 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止期間の変更

あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、次のとおり指名停止の期間の変更となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。

指名停止の期間	変更前	年	月	日から
		年	月	日まで
	変更後	年	月	日から
		年	月	日まで

」

競争入札参加排除決定通知書

(記号) 第 号  
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

あなたを地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき、  
年 月 日から 年 月 日までの間において北海道が行う一般競争入札  
及び指名競争入札に参加させないことに決定したので通知します。

なお、当職に対してこの参加排除の理由及びその期間について苦情を申し立てることができ  
ます。この場合においては、申立者の商号又は名称、申立者の住所、本書に記載の記号番号及  
び通知年月日、申立ての趣旨及び理由並びに申立年月日を記載した書面を参加排除期間の末日  
までに下記の連絡先に提出してください。

(理 由)

(連絡先： 部 課 グループ)